

# 一般社団法人春日市スポーツ協会倫理・懲戒規程

平成26年9月9日

規程第 5 号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人春日市スポーツ協会（以下「協会」という。）が担うスポーツの普及振興を通して市民の体力向上や心身の健康への寄与という役割に鑑み、スポーツ活動等における不適切な行為の根絶を図り、協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、協会に登録している団体及びその所属チームや個人、協会の役職員等に適用する。

(違反行為)

第3条 次のような行為（以下「違反行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメント行為を行うこと。（暴力・暴言）
- (2) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと。（わいせつ、セクハラ）
- (3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、競技力向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等、不合理な指導を行うこと。（不適切な指導）
- (4) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと。（大会運営施設利用不適切行為）
- (5) 補助金等の不正受給、不正使用、協会の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること。（不適切経理）
- (6) ドーピングや法令で禁止されている薬物を使用・所持等すること。（ドーピング・薬物）
- (7) 反社会的勢力と関係を有すること。（反社会的勢力との関係）
- (8) 法令や協会の規程、処分等に違反すること。（法令・規程違反行為）
- (9) 協会及び登録団体の名誉を著しく損なう行為を行うこと。（品位を汚す行為）

(罰則内容)

第4条 違反行為には、違反の内容により厳重注意、文書指導、資格停止、除名等の罰則が適用される。ただし、その後の状況に応じて罰則の軽減をすることができる。

- (1) 厳重注意・・・口頭にて注意する。
- (2) 文書指導・・・始末書を取り、文書にて指導する。
- (3) 資格停止・・・スポーツ関連活動を禁止する。公式試合への出場を停止する。

(4) 除名・・・協会の登録を抹消する。

(通報窓口)

第5条 協会は、違反行為の通報相談を受け付けるために、通報窓口を事務局内に設置する。

(事案への対応)

第6条 会長は、通報窓口寄せられた情報、報道その他により違反行為が疑われる事案(以下「疑われる事案」という。)把握をした場合には、別途定める基準に従って協会で調査・処分することが妥当と認められるものについて、当該事案の事実調査を行うものとする。

2 会長は、疑われる事案のうち、別途定める基準に従って登録団体に調査・処分を委ねることが適当と判断できるときは、登録団体に調査・処分を委ねることができる。

(懲戒委員会)

第7条 会長は、疑われる事案について協会で処分が必要と認める場合には懲戒委員会を設置する。

2 懲戒委員会の委員は、その必要に応じて会長が任命する。

3 懲戒委員会は、協会関係者の違反行為並びに提訴された諸問題等に対して、関係者から事情聴取し、審議のうえ処分案を会長に答申するものとする。

4 処分の対象となった者及び団体に対しては、弁明の機会を与えなければならない。

(処 分)

第8条 会長は、懲戒委員会の答申を受け、必要と認める場合は懲戒処分を行うものとする。ただし、次の処分を行おうとするときは、懲戒処分に先立ち理事会で決定を経なければならない。

(1) 役員に対する処分

(2) 資格停止処分、又は除名処分

(業務の改善の求め)

第9条 会長は、登録団体に対して、必要と認める場合には、業務の改善を求めることができる。

(定めなき事項)

第10条 この規程の定めのない事項については、理事会の議決を経て運用する。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、理事会の承認を必要とする。

附 則

この規程は、平成26年9月9日から施行する。この規程の施行に伴い、従前の懲罰規程は廃止する。

この規程は、令和4年5月27日一部改正、同年6月1日から施行する。

別表（処分の基準）

	嚴重注意	文書指導	資格停止	除 名
1 暴力・暴言	○	○	○	○
2 わいせつ・セクハラ		○	○	○
3 不適切な指導	○	○	○	○
4 大会運営施設利用不適切行為	○	○	○	○
5 不適切経理		○	○	○
6 ドーピング・薬物			○	○
7 反社会的勢力との関係		○	○	○
8 法令・規定違反行為	○	○	○	○
9 品位を汚す行為	○	○	○	○

具体的な違反行為の悪質性、重大性に応じ処分を決定する。過去において処分を受けている場合には、再度の処分であることを踏まえて処分すること。